

所管所属	消防チーム
------	-------

### 火薬類の製造施設に対する保安検査

#### 根拠条文

##### 火薬類取締法第35条第1項

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であって経済産業省令で定めるもの又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。

##### 同法施行令第16条第1項第1号（都道府県が処理する事務）

次に掲げる主務大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

- 一 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であってこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する法第35条第1項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務（抜粋）

##### 経済産業省令 同法施行規則第44条の2

法第35条第1項本文の経済産業省令で定めるものは、危険工室、火薬類一時置場、日乾場、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備とする。

#### 審査基準

(法律上の規定による基準)

##### 同法第35条第2項

前項の保安検査は、特定施設又は火薬庫が、第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。（抜粋）

##### 同法第7条第1項（抜粋）

- 一 製造施設の製造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

##### 経済産業省令 同法施行規則第4条

法第7条第1号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 製造所内の見易い場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げること。以下略

標準処理 期 間	標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
		受 付		処 理		
	10日（保安検査実施後）	機関	期間	機関	消防チーム	
		期間		期間	10日	